

令和2年度 第1回明石市文化財審議会 会議要旨

日 時	令和2年11月27日(金)午後2時～4時
場 所	市立文化博物館2階大会議室
出席者	明石市文化財審議会委員 4名(うち会長1名、副会長1名) 事務局 5名(市民生活局文化・スポーツ室文化振興課) 4名(都市局海岸治水課) 傍聴者 1名
配布物	・令和2年度第1回文化財保護審議会次第 ・旧波門崎燈籠堂について ・国登録有形文化財「旧波門崎燈籠堂」修復整備の概要について ・明石市文化財保存活用地域計画(素案)第4章 ・明石市文化財保存活用地域計画の骨子(案) ・明石市文化財保存活用地域計画作成スケジュール ・令和2年度第1回協議会(11/17)への委員意見への対応

1. 開 会

2. 議 事

(1) 国登録有形文化財「旧波門崎燈籠堂」の復元について

『旧波門崎燈籠堂について』

『登録有形文化財「旧波門崎燈籠堂」修復整備の概要について』

事務局(文化振興課、海岸治水課)より、旧波門崎燈籠堂の歴史と復元計画について資料に沿って説明。

<主な意見>

- ・令和3年1月に工事発注、8月に完成予定だが、その金額と相手先の報告がなかったが  
⇒今年度2,000万円の予算がついている。入札なので1月に工事発注後業者が決まる(海岸治水課)
  
- ・古い写真を見ると石垣をモルタルなどでコーティングしているように見える
- ・火袋部分と石垣の高さのバランスが写真(時代)によって異なるように見える  
⇒修理の細かい記録が残っていないので確かなことは言えないが、火袋は最初の本製のものを忠実にコンクリートで再現したということなので、寸法も概ね当時のものと考えられる(海岸治水課)

- ・ 明治 16 年に塗った白いペンキは有形文化財登録時には問題にならなかったのか  
⇒明治時代に建てられた西洋灯台は胴体を白く塗るのが基本で、これはそれにならって海から見える南の部分对白く塗っている。昭和 36 年の改修でも白く塗っている（文化財係）
  
  - ・ 現在登録されているのはどの部分か  
⇒石積みとコンクリートを含めて登録文化財となっている（文化振興課）
  
  - ・ この燈籠は日本ではどのような位置づけになるか  
⇒石造りの台形形式の灯台としては国内最古といわれている（海岸治水課）
  
  - ・ 昭和 38 年まで灯台として現役で、その都度時代に合うように改築や手直しが続いていたという経緯があるのはそれでいいのではないか。当時の設計図がなく元の状態がわからないため、現状を維持するのが今できる最善の方法ではないか
  - ・ 石積みとコンクリートとの一体で文化財に登録されているのであれば、そのまま残すのが一般的な考え方ではないか
  - ・ 役割を終えたところで全体を保存するのが保存する際の基本であり、その一部を修復すると文化遺産の破損といわれる可能性があるのではないか
  - ・ 国の指定文化財になるような時期が来たら元に戻せるようにコンクリート部分は保存しておく方がよいのではないか。コンクリートの方が価値がある可能性がある
- ⇒文化庁に問い合わせたところ、これまでの変遷過程を重視し、現状のコンクリート部分を取り外したあとも別途残しておくよう言われている（文化振興課）
- 
- ・ 文化財として登録されてから、登録以前の形に戻した例はあるか
  - ・ 登録以前の形（木製）に戻すなら、変遷の過程を伝える必要があるだろう
  - ・ 市民が現状のコンクリートの形に愛着を持っているのであれば、木に戻すのがよいことなのかどうか。コンクリートの復元をしない理由をどのように説明するのか  
⇒コンクリート部分の劣化が激しく、コンクリートでの修復は難しい。平成 16 年度に近隣の方の話聞く中で木製当時への思いが強いと感じ、木製で復元したいと考えた（海岸治水課）  
⇒昭和の改修でも明治時代の姿で改修された。藩政時代から続くものという位置づけなので本来の姿に戻すのが今回の目的である（文化振興課）

⇒コンクリート部分は保存し、現地に設置するパネルなどに建築当初から現在までの変遷と今回の復元内容の根拠、復元により最初の形に戻した理由を掲示し、紹介する必要があると考えている（文化振興課）

- ・コンクリート部分の修復跡を設計図に残すことはできるか  
⇒大きな違いがあるところはわかるかもしれないが年代の細かいところまでの区別はつきにくい。何も記録が残っていないので、どうやって作ったか、台石とどうつなげたかもわからない（海岸治水課）
- ・土台より下は調査されているか。土台部分も含めて説明書きをしておいた方がいいのではないか  
⇒平成16年3月に台座のすぐ横を調査したところ、江戸時代中期の地盤改良工法ではないかとのことだった（海岸治水課）
- ・わかる範囲での建設当時からの変遷と今回の復元内容、その復元内容に至った根拠を記録に残し、説明板に書いておくことが大事だろう  
⇒了承（事務局）

## （２）明石市文化財保存活用地域計画の素案について 事務局（文化振興課）より、資料に沿って説明

### <主な意見>

- ・何人でこの案を作ったのか  
⇒計画はコンサルに委託（国の100%補助、500万円）しており、それを管理しているのが文化財系の職員である（事務局）
- ・計画を実施するための財源はどうなっているか  
⇒表の中間以降は国の地方交付金や県のひょうご創生交付金を活用して進めていく（事務局）
- ・何年かける計画か  
⇒10年計画である（事務局）
- ・実施の際に文化財係だけで実行していくのか  
⇒所管は文化財係だが、今後庁内関連部署を含めた推進体制を作っていく（事務局）

- ・方針Ⅰの人づくりについて、明石市では文化財担当部局と教育委員会部局が別になっているが、計画を進めていくのには特に学校教育部署との密接な関りが必要である。どうつなげて展開していくのか

⇒学校教育部局と連携した取り組みを検討するが、時間数が取れないなどで学校現場での実施が難しければ、局で生涯学習も担っているので、コミセン等を活用して地域活動のなかで取り組んでいくことも考えられる（事務局）
  
- ・方針Ⅰの人づくりに小中学校や高齢者大学での事業内容はあるが、高校生や大学生、子育て世代がどう関わっていくかはどこを見ればいいのか

・県立高校での取り組みを進めるには県と市との間での協議が必要になってくるだろう。県単位での大学の連絡会を活用することも考えられる

⇒この骨子（案）にある事業の一覧表に文言は出ていないが、推進には幅広い世代の参画が必要と考えている。高校・大学については県との協力体制を進めたり、包括連携協定を結んでいる大学との協力も考えられる（事務局）

⇒学校との連携だけで子どもたちに関する施策を進めるのではなく、文化博物館や図書館などの文化施設の活用も考えていきたい（事務局）
  
- ・一度に全部を取り掛かるのではなく、できるところからやっていくという進め方になるのか

⇒そのとき何が必要かを重点項目としてとりあげて、「今年はこれをやる」とするのがわかりやすく、進捗具合の確認もやりやすいだろう（事務局）